おくやみハンドブック

所沢市

【 おくやみ手続きナビ利用案内 】

スマートフォンやＰＣで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。
URL：https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11208



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔やみ申し上げます。

所沢市では、ご遺族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでも分かりやすく進めていただけるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

所沢市役所　04-2998-1111（代表）

お手続き時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

□ お手続きされる方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
□ 認印（※相続人代表および喪主）
□ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が直接お手続きできない場合、委任状が必要です。

亡くなられた方の必要なもの

亡くなられた方の必要なものについては、それぞれの手続きページにてご確認ください。

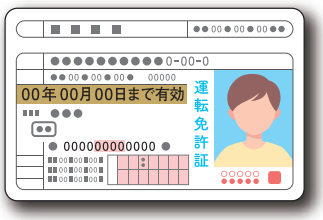
本人確認書類について

□ １点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

運転免許証、運転経歴証明書（平成２４年４月１日以降のもの）、パスポート、
マイナンバーカード、在留カード、特別永住者証明書　など

□ ２点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢医療の資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、年金手帳、
基礎年金番号通知書、学生証　など



※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。

身近な人が亡くなられた後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3か月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き （37 ページ参照） ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	（41 ページ参照）
4か月以内			○所得税の準確定申告 （42 ページ参照）
10か月以内		○遺産分割協議 （41 ページ参照） ○払戻・解約・名義変更など	○相続税の申告・納付 （42 ページ参照） ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

所沢市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

【 おくやみ手続きナビ利用案内 】

スマートフォンやＰＣで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できるおくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

URL：https://www.okuyaminavi.net/municipalities/11208

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録	□	3人以上世帯の世帯主だった方	P.7
	□	印鑑登録証（カード）を持っていた方	
	□	マイナンバーカードを持っていた方	
年金	□	老齢基礎年金/老齢厚生年金/障害厚生年金/遺族厚生年金を受給していた方	P.8
	□	共済年金を受給していた方	
	□	障害基礎年金/遺族基礎年金/寡婦年金を受給していた方	P.9
	□	国民年金保険料を3年以上納付済で年金を受給する前だった方	P.10
	□	国民年金に加入中で年金を受給する前だった方	P.10-P.11
	□	厚生年金に加入中だった方	P.11
	□	共済年金に加入中だった方	P.12
	□	農業者年金を受給していた方	
	□	農業者年金に加入中だった方	
保険	□	国民健康保険に加入されていた方	P.13
	□	後期高齢者医療制度に加入していた方	P.14
介護保険	□	介護保険に加入していた方	P.15

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉（障害）	□	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた方	P.15
	□	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措置による福祉手当または所沢市重度心身障害福祉手当を受給していた方	P.16
	□	タクシー券の補助またはガソリン費の補助を受けていた方	
	□	重度心身障害児等医療費助成を受けていた方	
	□	障害福祉サービスを利用していた方	P.17
	□	自立支援医療費（精神通院医療）受給者証を所持していた方	
子ども	□	児童手当を受給していた方	P.18
	□	児童手当対象のお子さま	
	□	児童扶養手当を受給していた方	
	□	児童扶養手当対象のお子さま	P.19
	□	子ども医療費を受給していた方	
	□	子ども医療費対象のお子さま	
	□	ひとり親家庭等医療費を受給していた方	P.20
	□	ひとり親家庭等医療費対象のお子さま	

死亡に伴う各種手続きチェックリスト（該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください）

区分	☑	該当事項	詳細ページ
子ども	□	「特別児童扶養手当」を受給していた方または対象のお子さま	P.20-P.21
	□	同じ世帯に保育園等に在園中・申請中のお子さまがいた方	P.21
	□	同じ世帯に幼稚園等に在園中のお子さまがいた方	
税金	□	納税がすんでいない方	P.22
	□	口座振替により納税していた方	
	□	市・県民税の課税対象だった方	
	□	原動機付自転車（125cc以下のバイク）、小型特殊自動車を持っていた方	P.23
	□	125cc超のバイクを持っていた方	
	□	軽自動車を持っていた方	
上下水道	□	水道の使用者名義人だった方	P.24
	□	水道料金等の口座名義人だった方	
土地や家屋	□	土地や家屋を所有していた方	P.25
	□	農地（畑・田）を所有していた方	
	□	森林を所有していた方	P.26
生活保護	□	生活保護を受けていた方	P.27
市営住宅	□	明け渡し手続きをしたい場合	P.28
	□	故人の同居者が入居の継続を希望する場合 ※入居継続には要件のある場合がございます	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
その他	□	緊急通報システムを利用していた方	P.29
	□	みまもり相談員の訪問依頼をしていた方	
	□	犬の飼い主だった方	P.30
	□	所沢図書館の利用券を持っていた方	
	□	貸出中の図書等がある方	
	□	ふれあい収集を利用していた方	P.31
	□	亡くなられた方が住んでいた家の遺品整理を行いたい場合	
	□	浄化槽管理者だった方	
	□	住んでいた家が空き家になる場合	P.32
	□	交通事故により亡くなられた方が、交通災害共済に加入していた場合	
	□	交通事故により亡くなられた方に、義務教育終了前のお子さまがいる場合	P.33
	□	犯罪被害にあわれた方	
	□	亡くなられた方に、所沢市立小・中学校に通学中のお子さまがいる場合	P.34
	□	所沢市体験農場を利用していた（代表者だった）方	
	□	農地を借りていた・貸していた方	

1. 住民登録に関する手続き

3人以上世帯の世帯主だった方

手続き 世帯主変更届

必要なもの	手続き可能な人
□ 届出人の本人確認書類（1 ページをご覧ください）	亡くなられた世帯主と同一世帯の方 ※別世帯の方がお手続きをする場合は上記の方からの委任状が必要になります。
期間・注意点等	**問い合わせ先**
世帯主が亡くなられてから180日以内 （1人若しくは2人世帯の方は手続き不要）	**市民課　低層棟 1 階** ☎ 2998-9087　FAX 2998-9061

印鑑登録証（カード）を持っていた方

手続き 印鑑登録証返納

必要なもの	手続き可能な人
□ 印鑑登録証	どなたでも可
期間・注意点等	**問い合わせ先**
ご自宅で破棄していただいても構いません。	**市民課　低層棟 1 階** ☎ 2998-9087　FAX 2998-9061

マイナンバーカードを持っていた方

手続き 特になし（返納不要）

必要なもの	手続き可能な人
特になし（返納不要）	ー
期間・注意点等	**問い合わせ先**
カード裏面にマイナンバーが記載されており、相続等の手続きで必要になる場合があります。不要になりましたら、ご自宅で破棄していただいても構いません。	**市民課　低層棟 1 階** ☎ 2998-9087　FAX 2998-9061

2. 年金に関する手続き

老齢基礎年金/老齢厚生年金/障害厚生年金/遺族厚生年金を受給していた方

手続き 未支給年金・遺族年金等

必要なもの	手続き可能な人
□ 手続きの種類や請求者の状況等により異なります。	問い合わせ先へご確認ください。
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに問い合わせ先へご確認ください。 各年金ごとに請求するには条件があります。 ※市民課国民年金では、参考資料をお渡しできます。	**ねんきんダイヤル** ☎ 0570-05-1165 または **所沢年金事務所** 所沢市上安松 1152-1 ☎ 2998-0170　FAX 2992-3119 ☎自動音声が流れたら 1⇒2

共済年金を受給していた方

手続き 未支給年金・遺族年金等

必要なもの	手続き可能な人
□ 手続きの種類や請求者の状況等により異なります。	問い合わせ先へご確認ください。
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに問い合わせ先へご確認ください。	年金を支給している **各共済組合**

MEMO

2. 年金に関する手続き

障害基礎年金/遺族基礎年金/寡婦年金を受給していた方

手続き① 未支給年金

必要なもの

□ 亡くなられた方の年金証書（原本）か基礎年金番号がわかるもの
□ マイナンバー（請求者）がわかるもの
□ 預貯金通帳（請求者）
□ 本人確認書類（来庁者）
△ 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
△ 住民票（亡くなられた方の除票）
△ 住民票（請求者の世帯全員が記載のもの）
△ 生計同一関係に関する申立書(亡くなられた方と請求者が別世帯の場合)
△ 委任状（請求者と来庁者が別の場合）

手続き可能な人

亡くなられた方と生計を同じくしていた3親等内の親族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦その他（①から⑥以外）の中で優先順位の高い方）

期限

年金の支払日の翌月の初日から5年

期間・注意点等

亡くなられた方の年金加入歴等によって手続き場所が異なる場合があります。まずは、書類をご用意いただく前に、ねんきんダイヤルまたは所沢年金事務所へご確認ください。
各年金ごとに請求するには条件があります。
△…請求者の状況により省略できる場合あり。
※年金生活者支援給付金の未支払給付金の期限は、支払日の翌月の初日から2年です。

問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
または
所沢年金事務所
所沢市上安松 1152-1
☎ 2998-0170　FAX 2992-3119
☎ 自動音声が流れたら 1⇒2
または
市民課（国民年金）低層棟 1 階
☎ 2998-9095　FAX 2998-9061

手続き② 死亡届（未支給年金の請求をしない場合で、日本年金機構に亡くなられた方のマイナンバーが収録されていない場合のみ）

必要なもの

□ 亡くなられた方の年金証書（原本）か基礎年金番号がわかるもの
□ 本人確認書類（来庁者）
△ 亡くなられたことが確認できるもの（戸籍抄本・住民票の除票・死亡診断書のコピーのうち、どれか 1 つ）
△ 委任状（届出者と来庁者が別の場合）

手続き可能な人

問い合わせ先へご確認ください。

期限

亡くなられた日の翌日から14日以内

期間・注意点等

亡くなられた方の年金加入歴等によって手続き場所が異なる場合があります。まずは、書類をご用意いただく前に、ねんきんダイヤルまたは所沢年金事務所へご確認ください。
△…届出者の状況により省略できる場合あり。

問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
または
所沢年金事務所
所沢市上安松 1152-1
☎ 2998-0170　FAX 2992-3119
☎ 自動音声が流れたら 1⇒2
または
市民課（国民年金）低層棟 1 階
☎ 2998-9095　FAX 2998-9061

国民年金保険料を3年以上納付済で年金を受給する前だった方

手続き　死亡一時金

必要なもの

□ 亡くなられた方の年金手帳（全部）か基礎年金番号がわかるもの
□ マイナンバー（請求者）がわかるもの
□ 預貯金通帳（請求者）
□ 本人確認書類（来庁者）
△ 戸籍謄本（亡くなられた方と請求者の関係がわかるもの）
△ 住民票（亡くなられた方の除票）
△ 住民票（請求者の世帯全員が記載のもの）
△ 生計同一関係に関する申立書（亡くなられた方と請求者が別世帯の場合）
△ 委任状（請求者と来庁者が別の場合）

手続き可能な人

亡くなられた方と生計を同じくしていた遺族（①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹の中で優先順位の高い方）

期限

亡くなられた日の翌日から2年以内

期間・注意点等

亡くなられた方の年金加入歴等によって手続き場所が異なる場合があります。まずは、書類をご用意いただく前に、ねんきんダイヤルまたは所沢年金事務所へご確認ください。
請求するには条件があります。
△…請求者の状況により省略できる場合あり。

問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
または
所沢年金事務所
所沢市上安松 1152-1
☎ 2998-0170　FAX 2992-3119
☎ 自動音声が流れたら 1⇒2
または
市民課（国民年金）低層棟 1 階
☎ 2998-9095　FAX 2998-9061

国民年金に加入中で年金を受給する前だった方

手続き①　寡婦年金

必要なもの

死亡一時金の手続きに必要なものに加え
△ 最新の所得証明書や非課税証明書等（請求者）

手続き可能な人

亡くなられた夫に生計を維持されていた妻

期限

亡くなられた日の翌日から5年以内

期間・注意点等

亡くなられた方の年金加入歴等によって手続き場所が異なる場合があります。まずは、書類をご用意いただく前に、ねんきんダイヤルまたは所沢年金事務所へご確認ください。
請求するには条件があります。
△…請求者の状況により省略できる場合あり。

問い合わせ先

ねんきんダイヤル
☎ 0570-05-1165
または
所沢年金事務所
所沢市上安松 1152-1
☎ 2998-0170　FAX 2992-3119
☎ 自動音声が流れたら 1⇒2
または
市民課（国民年金）低層棟 1 階
☎ 2998-9095　FAX 2998-9061

2. 年金に関する手続き

国民年金に加入中で年金を受給する前だった方

手続き② 遺族基礎年金

必要なもの	手続き可能な人
死亡一時金・寡婦年金の手続きに必要なものに加え □ 死亡診断書のコピーか死亡記載事項証明書 □ マイナンバー（子）がわかるもの △ 預貯金通帳（子） △ 学生証のコピー（高校生以上） △ 子に障害がある場合は年金専用の診断書 ※子とは、18 歳になった年度末までの子、または障害のある20 歳未満の子	亡くなられた方に生計を維持されていた遺族（子のある配偶者または子） **期限** 亡くなられた日の翌日から5年以内
期間・注意点等	**問い合わせ先**
亡くなられた方の年金加入歴等によって手続き場所が異なる場合があります。まずは、書類をご用意いただく前に、ねんきんダイヤルまたは所沢年金事務所へご確認ください。 請求するには条件があります。 △…請求者の状況により省略できる場合あり。	**ねんきんダイヤル** ☎ 0570-05-1165 または **所沢年金事務所** 所沢市上安松 1152-1 ☎ 2998-0170　FAX 2992-3119 ☎ 自動音声が流れたら 1⇒2 または **市民課（国民年金）低層棟 1 階** ☎ 2998-9095　FAX 2998-9061

厚生年金に加入中だった方

手続き 遺族年金等

必要なもの	手続き可能な人
亡くなられた方の年金加入歴や請求者の状況により異なります。	問い合わせ先へご確認ください。
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに問い合わせ先へご確認ください。	**所沢年金事務所** 所沢市上安松 1152-1 ☎ 2998-0170　FAX 2992-3119 ☎ 自動音声が流れたら 1⇒2

MEMO

共済年金に加入中だった方

手続き　遺族年金等

必要なもの	手続き可能な人
亡くなられた方の年金加入歴や請求者の状況により異なります。	問い合わせ先へご確認ください。
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに問い合わせ先へご確認ください。	**勤務先**または**各共済組合**

農業者年金を受給していた方

手続き　農業者年金死亡関係届出書を提出

必要なもの	問い合わせ先
お近くのJAいるま野に農業者年金死亡関係届出書を提出してください。 ● 未支給年金および死亡一時金の請求ができる場合があります。	農業委員会事務局 高層棟 5 階 ☎ 2998-9264　FAX 2998-9163 JA いるま野 所沢地域管理課 所沢市小手指南 2-14-3 ☎ 2948-2020　FAX 2948-2002 またはお近くの JA いるま野各支店
期間・注意点等	
速やかに	
手続き可能な人	
相続人（代理申請可）	

農業者年金に加入中だった方

手続き　農業者年金死亡関係届出書を提出

必要なもの	問い合わせ先
お近くのJAいるま野に農業者年金死亡関係届出書を提出してください。 ● 死亡一時金の請求ができる場合があります。	農業委員会事務局 高層棟 5 階 ☎ 2998-9264　FAX 2998-9163 JA いるま野 所沢地域管理課 所沢市小手指南 2-14-3 ☎ 2948-2020　FAX 2948-2002 またはお近くの JA いるま野各支店
期間・注意点等	
速やかに	
手続き可能な人	
相続人（代理申請可）	

3. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入されていた方

手続き 葬祭費の支給申請（葬儀を行った喪主様への支給）

必要なもの	手続き可能な人
□ 葬儀の領収書または会葬礼状等（喪主の方の名前が書かれているもの） □ 喪主の方の金融機関振込先口座がわかるもの □ 亡くなられた方の資格確認書等（氏名、生年月日、住所がわかるもの） □ 申請される方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）	喪主（代理申請可）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
告別式の翌日から2年以内 振込先は喪主の方の銀行口座になります。	**国民健康保険課**（国民健康保険） 低層棟 1 階 ☎ 2998-9131　FAX 2998-9061

MEMO

後期高齢者医療制度に加入していた方

手続き① 葬祭費の支給申請（葬儀を行った喪主様への支給）

必要なもの	手続き可能な人
□ 葬儀の領収書または会葬礼状（喪主の方の名前が書かれているもの） □ 喪主の方の金融機関振込先口座がわかるもの □ 亡くなられた方の資格確認書等（氏名、生年月日、住所がわかるもの）	喪主（代理申請可）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
告別式の翌日から2年以内 振込先は喪主の方の銀行口座になります。	**国民健康保険課** （後期高齢者医療制度） 低層棟 1 階 ☎ 2998-9218　FAX 2998-9061

手続き② 相続人の登録手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 亡くなられた方の資格確認書等（氏名、生年月日、住所がわかるもの） □ 相続人名義の金融機関振込先口座がわかるもの □ 印鑑（認印）	相続人（代理申請可）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに 印鑑（認印）は代理申請の場合に必要となります。	**国民健康保険課** （後期高齢者医療制度） 低層棟 1 階 ☎ 2998-9218　FAX 2998-9061

MEMO

4. 介護保険に関する手続き

介護保険に加入していた方

手続き 資格の喪失および相続人の登録手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 介護保険被保険者証 □ 相続人名義の金融機関振込先口座がわかるもの ※還付金等の振込先を相続人名義以外の口座にする場合は、相続人の印鑑（認印）が必要です。	相続人（代理申請可）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**介護保険課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9420　FAX 2998-9410

5. 福祉（障害）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた方

手続き 手帳の返還手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳 □ 亡くなられた方のマイナンバーがわかるもの（あれば）	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに 手帳の種類によって問い合わせ先が異なります。	**身体障害者手帳、療育手帳（18 歳以上）** **障害福祉課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9116　FAX 2998-1147 **精神障害者保健福祉手帳** **保健センター　健康管理課** **こころの健康支援室** **（所沢市上安松 1224-1）** ☎ 2991-1812　FAX 2995-1178 **療育手帳（18 歳未満）** **こども福祉課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9223　FAX 2998-9035

5. 福祉（障害）に関する手続き

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的措置による福祉手当または所沢市重度心身障害福祉手当を受給していた方

手続き　手当の喪失および承継人の登録手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 承継人の金融機関振込先口座がわかるもの （通帳またはキャッシュカード）	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**障害福祉課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9116　FAX 2998-1147

タクシー券の補助またはガソリン費の補助を受けていた方

手続き　受給資格の喪失および承継人の登録手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 認定証 □ 承継人の金融機関振込先口座がわかるもの （通帳またはキャッシュカード） □ タクシー券（タクシー券補助をご利用の方のみ）	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**障害福祉課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9116　FAX 2998-1147

重度心身障害児等医療費助成を受けていた方

手続き　受給資格の喪失および承継人の登録手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 受給者証 □ 承継人の金融機関振込先口座がわかるもの （通帳またはキャッシュカード）	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**障害福祉課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9116　FAX 2998-1147

5. 福祉（障害）に関する手続き

障害福祉サービスを利用していた方

手続き 利用していたサービスの受給者証の返還

必要なもの	手続き可能な人
□ 利用していた障害福祉サービスの受給者証	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに 手帳の種類によって問い合わせ先が異なります。 （複数の手帳をお持ちの方や受給者証の担当課がご不明な場合は、返還窓口を確認しますので、事前に右記のいずれかの問い合わせ先にご連絡ください）	**18 歳以上で身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方** **障害福祉課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9116　FAX 2998-1147 **精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方** **保健センター　健康管理課** **こころの健康支援室** （所沢市上安松 1224-1） ☎ 2991-1812　FAX 2995-1178 **18 歳未満** **こども福祉課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9223　FAX 2998-9035

自立支援医療費（精神通院医療）受給者証を所持していた方

手続き 受給者証の返還手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 自立支援医療費（精神通院医療）受給者証	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**保健センター　健康管理課** **こころの健康支援室** （所沢市上安松 1224-1） ☎ 2991-1812　FAX 2995-1178

MEMO

6. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた方

手続き 未支払児童手当請求書および関連手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 対象児童の金融機関振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード） □ 新たに監護する方の通帳・健康保険の内容が確認できるもの（資格確認書等）	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
15日以内	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

児童手当対象のお子さま

手続き 児童手当額改定届または児童手当受給事由消滅届

必要なもの	手続き可能な人
□ 本人確認書類	受給者または配偶者
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

児童扶養手当を受給していた方

手続き 未支払児童扶養手当請求書および関連手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 対象児童の金融機関振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード）	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

MEMO

6. 子どもに関する手続き

児童扶養手当対象のお子さま

手続き 児童扶養手当額改定届または児童扶養手当資格喪失届

必要なもの	手続き可能な人
□ 証書	受給者
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

子ども医療費を受給していた方

手続き 子ども医療費受給資格登録申請書および関連手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 受給者証 □ 新たに受給者となる方の金融機関振込先口座がわかるもの（通帳またはキャッシュカード） □ 児童の健康保険の内容が確認できるもの（資格確認書等）	新たに受給者となる方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

子ども医療費対象のお子さま

手続き 子ども医療費助成資格内容変更届

必要なもの	手続き可能な人
□ 受給者証	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

MEMO

ひとり親家庭等医療費を受給していた方

手続き　ひとり親家庭等医療費助成資格内容変更届および関連手続き

必要なもの	手続き可能な人
亡くなられた方により必要なものが異なります。こども支援課にお問い合わせください。	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

ひとり親家庭等医療費対象のお子さま

手続き　ひとり親家庭等医療費助成資格内容変更届

必要なもの	手続き可能な人
□ 受給者証	受給者
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども支援課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9124　FAX 2998-9035

「特別児童扶養手当」を受給していた

【受給者が亡くなられた場合】

手続き　特別児童扶養手当　受給資格者死亡届の提出

（未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出 / 受給資格が継続する場合は認定請求書の提出）

必要なもの	手続き可能な人
□ 受給者番号のわかるもの □ 未払い分がある場合は、対象児童名義の口座の通帳等 □ 受給資格が継続する場合は、認定請求者と対象児童の戸籍謄本（今までの受給者の死亡日記載があるもの）、認定請求者の口座の通帳等	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども福祉課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9223　FAX 2998-9035

6. 子どもに関する手続き

「特別児童扶養手当」を受給していた

【対象のお子さまが亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当　資格喪失届の提出
（未払い分がある場合は未支払手当請求書の提出）

必要なもの	手続き可能な人
□ 受給者番号のわかるもの	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**こども福祉課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9223　FAX 2998-9035

同じ世帯に保育園等に在園中・申請中のお子さまがいた方

手続き 認定内容の変更手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届（在園中） □ 施設等申請変更届出書（申請中）	在園中または申請中のお子さまの保護者の方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**保育幼稚園課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9126　FAX 2998-9035

同じ世帯に幼稚園等に在園中のお子さまがいた方

手続き 認定内容の変更手続き

必要なもの	手続き可能な人
□ 教育・保育給付認定変更申請書兼変更届または施設等利用給付認定変更申請書兼変更届	在園中のお子さまの保護者の方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**保育幼稚園課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9126　FAX 2998-9035

7. 税金に関する手続き

納税がすんでいない方

手続き　納付

必要なもの	手続き可能な人
□ 来庁者の本人確認書類等	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**収税課　低層棟 2 階** ☎ 2998-9073　FAX 2998-9409

口座振替により納税していた方

手続き　納付方法の変更

必要なもの	手続き可能な人
□ 来庁者の本人確認書類等	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**収税課　低層棟 2 階** ☎ 2998-9073　FAX 2998-9409

市・県民税の課税対象だった方

手続き　相続人代表者の指定

必要なもの	手続き可能な人
特になし	相続人および相続人代表者となる方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**市民税課　低層棟 2 階** ☎ 2998-9064　FAX 2998-9409

MEMO

7. 税金に関する手続き

原動機付自転車（125cc以下のバイク）、小型特殊自動車を持っていた方

手続き 名義変更または廃車

必要なもの	手続き可能な人
□ ナンバープレート □ 標識交付証明書	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
ケースにより必要なものが異なる場合があります。 詳しくは、市民税課へお問い合わせください。	**市民税課　低層棟 2 階** ☎ 2998-9064　FAX 2998-9409

125cc超のバイクを持っていた方

手続き 名義変更または廃車

必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**埼玉運輸支局** **所沢自動車検査** **登録事務所** ☎ 050-5540-2029 FAX 2994-1569

軽自動車を持っていた方

手続き 名義変更または廃車

必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	ご家族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**軽自動車検査協会** **埼玉事務所　所沢支所** ☎ 050-3816-3111 FAX 049-274-5791

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

水道の使用者名義人だった方

手続き 使用者の変更

必要なもの	手続き可能な人
特になし	親族または同居者が望ましい
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに（電話連絡可）	**所沢市上下水道　お客様センター** 宮本町 2-21-4 ☎ 2921-1080　FAX 2921-1093

水道料金等の口座名義人だった方

手続き 口座登録の変更

必要なもの	手続き可能な人
□ 口座振替依頼書 （電話または電子申請で送付依頼をいただければ、郵送いたします）	親族または同居者が望ましい
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**所沢市上下水道　お客様センター** 宮本町 2-21-4 ☎ 2921-1080　FAX 2921-1093

MEMO

9. 土地や家屋に関する手続き

土地や家屋を所有していた方

手続き① 固定資産現所有者の申告
（手続き②の相続登記を12月31日までに完了する場合は提出不要）

必要なもの	手続き可能な人
□ 様式「固定資産現所有者申告書」（郵送可） □ 相続人および被相続人の戸籍、遺産分割協議書、遺言書などのコピーを添付してください。	相続人
期間・注意点等	**問い合わせ先**
死亡日同年の12月31日までに相続登記が終わらない場合には、相続人の中から納税通知書の受取代表者をご指定いただくために、固定資産現所有者申告書をご提出ください。	**資産税課　低層棟 2 階** ☎ 2998-9068 FAX 2998-9409 関連 HP はこちら

手続き② 相続登記

必要なもの	手続き可能な人
さいたま地方法務局所沢支局へお問い合わせください。	相続人
期間・注意点等	**問い合わせ先**
・令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されました。（45ページ参照） 相談は予約制です。事前にお電話での予約をお願いします。	**さいたま地方法務局所沢支局** ☎ 2992-2677 法務局の HP はこちら

農地（畑・田）を所有していた方

手続き① 農地法第3条の3第1項の規定による届出

必要なもの	手続き可能な人
□ 様式「農地法第３条の３第１項の規定による届出書」 □ 委任状（届出を委任する場合） （農業委員会事務局窓口または市ホームページからダウンロード）	相続人（代理申請可）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
相続人が確定した後、速やかに	**農業委員会事務局　高層棟 5 階** ☎ 2998-9264 FAX 2998-9163 関連 HP はこちら

手続き② 生産緑地変更届

必要なもの	手続き可能な人
□ 生産緑地変更届、添付書類 詳細は市ホームページをご覧ください。	相続人（代理申請可）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
生産緑地において、次の登記事項に変更があった場合は、生産緑地変更届を提出してください。 ・所有権移転された場合 ・所有者の住所が変更された場合 ・分筆、合筆および地積更生等を行った場合	**都市計画課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9192 FAX 2998-9163 詳細は市ホームページをご覧ください。

森林を所有していた方

手続き 所有者の変更の届出（森林法第5条に定める森林の場合のみ）

必要なもの	手続き可能な人
□ 森林の土地の所有者届出書 □ 土地の位置を示す図面 □ 土地の所有の権利を取得したことがわかる書類（土地の登記が完了していない場合のみ、遺産分割協議書など） □ 委任状（届出を委任する場合のみ） ※郵送・電子手続きでの届出可	新たに森林の土地の所有者となった方またはその方から委任を受けた方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
・届出対象の森林であるかは、みどり自然課へお問い合わせください。 ・元の所有者が亡くなられた日から、90日以内にご提出ください（分割協議が調わない場合、共有物として届出が必要です）。	**みどり自然課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9373 FAX 2998-9195 E-mail a9373@city.tokorozawa.lg.jp 詳細は所沢市 HP をご覧ください。

MEMO

10. 生活保護に関する手続き

生活保護を受けていた方

手続き 廃止もしくは変更届

必要なもの	手続き可能な人
□ 死亡届の写し	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**生活福祉課　高層棟 2 階** ☎ 2998-9201 FAX 2998-9207

MEMO

11. 市営住宅に関する手続き

明け渡し手続きをしたい場合

手続き 市営住宅明渡届の提出

必要なもの	手続き可能な人
□ 亡くなられた名義人との関係を証する書類 □ 印鑑（認印）	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに埼玉県住宅供給公社川越支所宛に提出してください。	**埼玉県住宅供給公社　川越支所** 埼玉県川越市的場 2218-4 ベルアート 301 号室 ☎ 049-227-6418 FAX 049-233-5353

故人の同居者が入居の継続を希望する場合 ※入居継続には要件のある場合がございます

手続き① 市営住宅入居承継承認申請の提出

必要なもの	手続き可能な人
【世帯員全員】 □ 戸籍謄本　□ 住民票の写し　□ 市・県民税課税（非課税）証明書（中学生以下を除く） 【承　継　人】 □ 印鑑（実印）　□ 印鑑登録証明書 【そ　の　他】 □ 敷金預り証	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
名義人の死亡後30日以内に埼玉県住宅供給公社川越支所宛に提出してください。	**埼玉県住宅供給公社　川越支所** 埼玉県川越市的場 2218-4 ベルアート 301 号室 ☎ 049-227-6418 FAX 049-233-5353

手続き② 世帯員変更届の提出

必要なもの	手続き可能な人
□ 亡くなられた事実を証する書類 □ 印鑑（認印）	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに埼玉県住宅供給公社川越支所宛に提出してください。	**埼玉県住宅供給公社　川越支所** 埼玉県川越市的場 2218-4 ベルアート 301 号室 ☎ 049-227-6418 FAX 049-233-5353

12．その他の手続き

緊急通報システムを利用していた方

手続き　機器取り外し・返却の依頼

必要なもの	手続き可能な人
□ 機器取り外しの立会	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに（電話連絡可） ※機器取り外しの依頼先は、委託業者（株）エースとなります。 （株）エース ☎048-645-7701	**【障害者の方】** **障害福祉課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9116 FAX 2998-1147 **【高齢者の方】** **高齢者支援課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9120 FAX 2998-9138 **（市役所の窓口はお問い合わせのみになります。実際の取り外し・返却は左記の（株）エースが行います。）**

みまもり相談員の訪問依頼をしていた方

手続き　訪問中止依頼

必要なもの	手続き可能な人
特になし	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに（電話連絡可）	**高齢者支援課　高層棟 1 階** ☎ 2998-9120　FAX 2998-9138

MEMO

犬の飼い主だった方

手続き　登録事項変更届

必要なもの	手続き可能な人
□ 犬の登録事項変更届 （生活環境課窓口またはホームページからダウンロード）	新しく犬の飼い主になる方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
新たに犬の飼い主になられた方は、犬を飼い始めてから30日以内に届出てください。 住所地が所沢市外の場合、犬鑑札を持参の上、新たな住所地で手続きをしてください。	**生活環境課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9370 FAX 2998-9195

所沢図書館の利用券を持っていた方

手続き　利用券の返却

必要なもの	手続き可能な人
□ 利用券	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**所沢図書館** ☎ 2995-6311　FAX 2992-1421

貸出中の図書等がある方

手続き　貸出図書等の返却

必要なもの	手続き可能な人
□ 貸出図書等	ご親族等
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに	**所沢図書館** ☎ 2995-6311　FAX 2992-1421

MEMO

12．その他の手続き

ふれあい収集を利用していた方

手続き　利用取消し申請

必要なもの	手続き可能な人
特になし	親族またはケアマネージャー・民生委員等の関係者
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに（電話連絡可）	**収集管理事務所** 東所沢和田 3-32-1 ☎ 2946-5353　FAX 2945-7588

亡くなられた方が住んでいた家の遺品整理を行いたい場合

手続き　遺品整理について

必要なもの	手続き可能な人
特になし	手続きはなく、業者の紹介のみ
期間・注意点等	**問い合わせ先**
【ご注意ください】 法律上、遺品整理業者は、整理後のごみの運び出しや処分まで請け負うことはできません。 ごみの処分はご遺族の方が行うか、「所沢市一般廃棄物収集運搬業許可業者」に依頼してください。 詳しくは、資源循環推進課にお問い合わせください。	**資源循環推進課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9146　FAX 2998-9394 E-mail a9146@city.tokorozawa.lg.jp

浄化槽管理者だった方

手続き　浄化槽管理者の変更

必要なもの	手続き可能な人
□ 浄化槽管理者変更報告書	新たに浄化槽の管理者になる方（浄化槽の清掃や点検、検査の申し込み等をする方）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
管理者が亡くなられてから30日以内に、次のいずれかの方法で提出してください。 ①紙面を窓口へ持参、または郵送 ②紙データを電子メール送信 ③所沢市HPより電子申請 ※浄化槽管理者変更報告書は窓口での受け取り、または市HPからダウンロードができます。	**資源循環推進課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9146　FAX 2998-9394 E-mail a9146@city.tokorozawa.lg.jp

住んでいた家が空き家になる場合

必要なもの	手続き可能な人
特になし	空き家の所有者、相続人（予定者含む）、または管理人など
期間・注意点等	**問い合わせ先**
・建物、庭木、外構等の適正管理をお願いいたします。 ・空き家の管理が難しいなど、お困りごとがございましたら、「所沢市空き家利活用等ワンストップ相談事業」へご相談ください。空き家の売却、賃貸、解体、相続など、空き家に関する様々な相談を、ワンストップで受け付けています。 ・円滑な空き家管理のために、普段から空き家のご近所へのあいさつ、連絡先の交換など、良好な関係構築が大切です。	**住宅政策課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9216　FAX 2998-9163

交通事故により亡くなられた方が、交通災害共済に加入していた場合

手続き　見舞金の請求

必要なもの	手続き可能な人
□ 共済見舞金請求書 □ 交通事故証明書（写し可） □ 死亡診断書の写し □ 亡くなられた方と請求者の関係のわかるもの □ 交通災害共済会員証 □ 口座振替依頼書 □ 印鑑（認印）	下記の順に請求可。 ①配偶者 ②子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で生計を共にしていた方 ③①②以外で生計を共にしていた親族 ④子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹で生計を共にしていない方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
事故発生日から2年以内。 事故発生日に共済加入されていることが必要です。 ケースにより必要なものが異なる場合があります。詳しくは、防犯交通安全課にお問い合わせください。	**防犯交通安全課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9140　FAX 2998-9491

MEMO

12．その他の手続き

交通事故により亡くなられた方に、義務教育終了前のお子さまがいる場合

手続き　交通遺児手当の申請

必要なもの	手続き可能な人
□ 所沢市交通遺児手当支給申請書 □ 交通事故証明書（写し可） □ 死亡診断書の写し □ 亡くなられた方の戸籍謄本 □ 支給対象者が交通遺児を扶養していることがわかる書類 □ 口座振替依頼書 □ 印鑑（認印）	交通遺児と世帯を同じくする保護者で、現に生計をともにしている市内在住の方
期間・注意点等	**問い合わせ先**
交通遺児とは、交通事故により父母またはいずれかを失った義務教育終了以前の方です。 支給対象者は、交通遺児と世帯を同じくする保護者で、現に生計をともにしている市内在住の方です。 ケースにより必要なものが異なる場合があります。詳しくは、防犯交通安全課にお問い合わせください。	**防犯交通安全課　高層棟 5 階** ☎ 2998-9140　FAX 2998-9491

犯罪被害にあわれた方

手続き　見舞金の申請

必要なもの	手続き可能な人
申請前にお問い合わせください。	犯罪被害が原因で亡くなられた方の遺族（第 1 順位遺族の方のみ）
期間・注意点等	**問い合わせ先**
警察に被害届を提出する必要があります。 詳しくは、防犯対策室にお問い合わせください。	**防犯交通安全課　防犯対策室** **高層棟 5 階** ☎ 2998-9090　FAX 2998-9491

MEMO

亡くなられた方に、所沢市立小・中学校に通学中のお子さまがいる場合

手続き　就学援助の申請

必要なもの	手続き可能な人
□ 就学援助申請書 □ 支払先の口座がわかる書類（通帳またはキャッシュカードの写し）	対象のお子さまと生計をともにしている市内在住の保護者
期間・注意点等	**問い合わせ先**
ケースにより必要なものが異なる場合があります。 詳しくは、教育総務課にお問い合わせください。	**教育総務課　高層棟 6 階** ☎ 2998-9232　FAX 2998-9128

所沢市体験農場を利用していた（代表者だった）方

手続き　貸付けの解除・代表者の変更

必要なもの	手続き可能な人
特になし	親族、同居者、グループ利用者
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに（電話連絡可）	**農業振興課　市役所別館** ☎ 2998-9158　FAX 2998-9162

農地を借りていた・貸していた方

手続き　貸借状況の確認

必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先へご確認ください。	相続人
期間・注意点等	**問い合わせ先**
速やかに（電話連絡可）	**農業振興課　市役所別館** ☎ 2998-9158　FAX 2998-9162

MEMO

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項　目	期　日	備　考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。

亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。
なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項　目	期　日	備　考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 所沢税務署 ☎ 04-2993-9111
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業など届出書	1 か月以内	
給与支払事務所などの 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書　・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類
改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先（受取先）
墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し（魂抜き）

住職などにお経を上げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

（改葬許可申請のみ）生活環境課
☎ 04-2998-9370

市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	□	返納手続き	所沢警察署 ☎ 04-2996-0110 運転免許センター ☎ 048-543-2001
預貯金口座など	□	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	□	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険など	□	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 または代理店
国税	□	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	所轄の税務署 所沢税務署 ☎ 04-2993-9111
不動産登記	□	土地・家屋などの所有者 移転（相続）登記など	さいたま地方法務局所沢支局 ☎ 04-2992-2677

該当事項	☑	主な手続き	問い合わせ先
クレジットカード	□	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	□	契約継承、解約	
インターネット	□	名義変更、解約	
電気・ガス	□		
ケーブルテレビ	□		
NHK 受信料	□		☎ 0120-15-1515
軽自動車	□	名義変更または廃車	軽自動車検査協会 埼玉事務所　所沢支所 ☎ 050-3816-3111 FAX 049-274-5791
普通自動車	□	名義変更または廃車	埼玉運輸支局 所沢自動車検査　登録事務所 ☎ 050-5540-2029 FAX 04-2994-1569

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

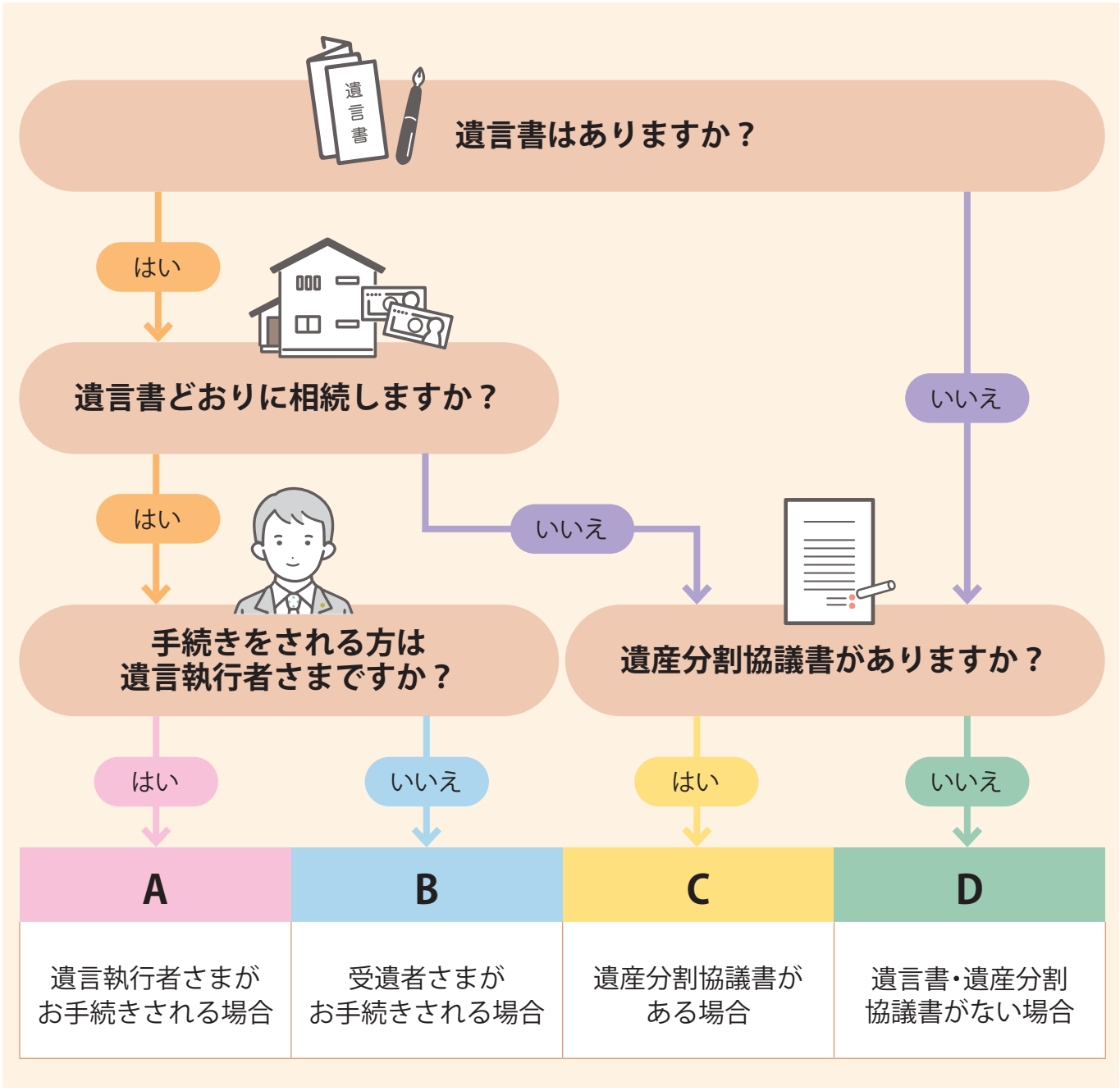
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

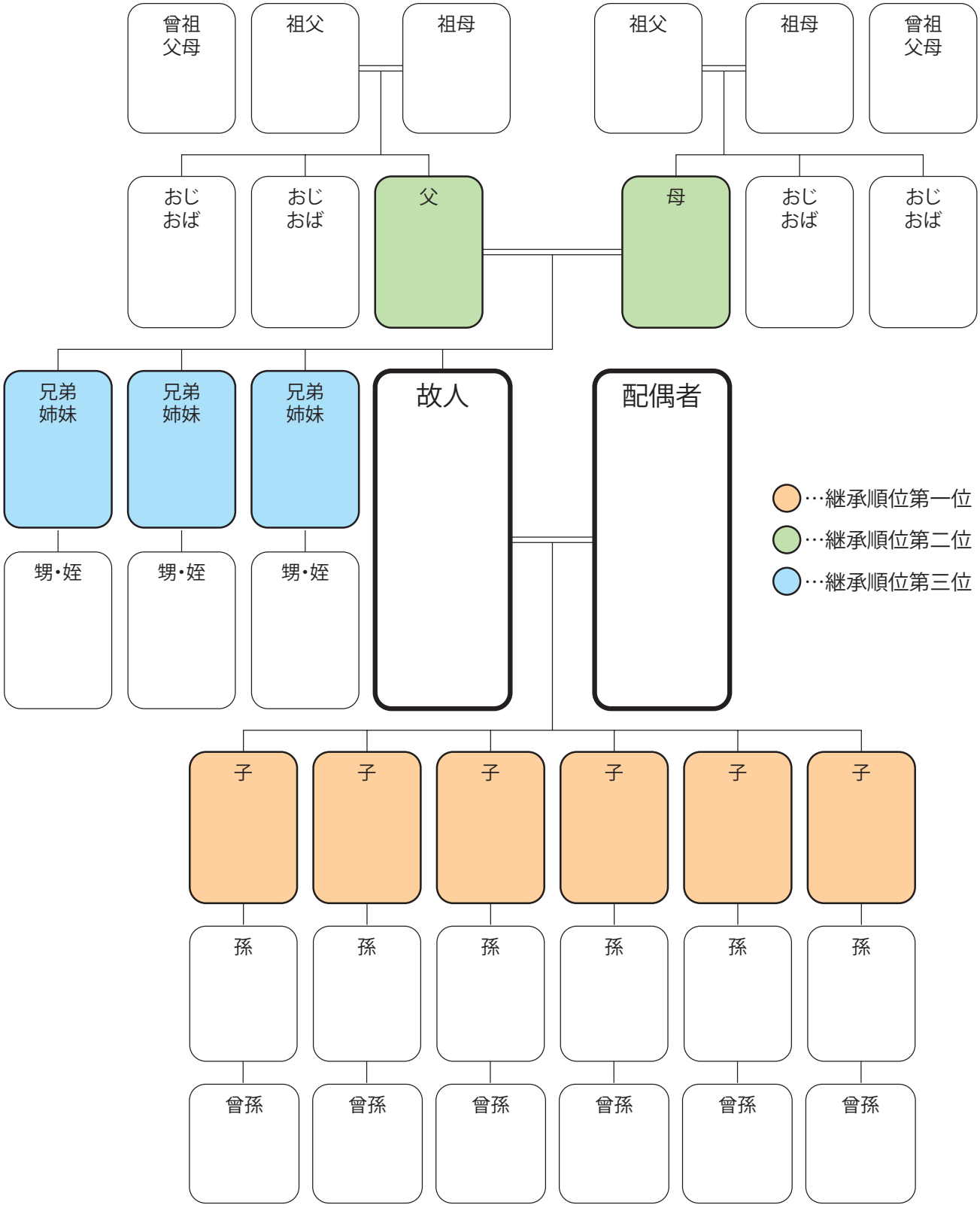
相続に関する手続きチェックリスト

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続人の確認	速やかに	法定相続人の確認には、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が利用できます。市役所の戸籍担当窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
□	遺言書の有無を確認		遺言書は遺産分割の話し合いや各相続手続きで必要となります。 遺言書は法務局や公証人役場に保管されていることもあります。
□	遺言書の調査		自筆の遺言書が自宅等に保管されていた場合、家庭裁判所の検認が必要となります。（法務局に保管されていた場合や公証人役場で遺言書が作成されている場合は検認の必要はありません。）
□	相続財産の調査		故人の財産（遺産）を相続するためには、故人がどのような財産を持っていたか、総額はいくらか、把握する必要があります。 遺産は、預貯金や証券、土地、家屋等になります。 土地、家屋については、法務局や資産所在地の資産税担当課でご確認ください。
□	遺産の相続手続き		預貯金や証券の相続手続きは各金融機関や証券会社等へ、土地・家屋の相続（相続登記）については、法務局へ問い合わせてください。
□	相続手続きに必要な書類の取得・作成		相続手続きには戸籍謄本や印鑑登録証明書、その他、市役所が発行する証明書類が必要となります。 併せて、多くの場合、相続人全員の合意を証明する「遺産分割協議書」の作成、提出が必要となります。
□	相続放棄	3か月以内	「相続放棄」をする場合は、故人の最後の住所地を担当する家庭裁判所で手続きを行います。 詳細は家庭裁判所に問い合わせてください。

☑	項　目	期　日	備　考
□	相続税の申告・納付	10か月以内	遺産の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となり、申告や納付が必要となります。 ※基礎控除額＝3,000万円＋600万円×法定相続人の数 問い合わせ先：税務署
□	所得税の申告・納付	4か月以内	1月1日から死亡日までの間、故人に所得があった場合は、相続人が1月1日から亡くなられた日までに確定した所得金額および税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をする必要があります。 問い合わせ先：税務署

MEMO

家系図（3親等内の親族）



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP（https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html）をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備　考
預貯金	金融機関名	支店名	金　額	備　考
その他の資産	名　称	内　容	保管場所など	備　考
借入金・ローン	借入先	金　額	返済方法	備　考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備　考
公的年金	基礎年金番号	種　類	受給金額	備　考
個人年金・企業年金	名　称	番号・記号など	受給金額	備　考
その他				

令和6年
4月1日から

不動産の相続登記のルールが大きく変わりました。



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、
次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ①　戸籍関係書類の取得
相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ②　遺産分割協議・協議書の作成
協議・話し合いによる土地・建物の 所有者の確定とその書面化

ステップ③　登記申請書の作成
法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ④　登記申請書の提出
法務局（登記所）へ提出

ステップ⑤　登記完了
法務局（登記所）から登記完了証・ 登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。
 相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所などの変更登記が済んでいない
 不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。
 相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

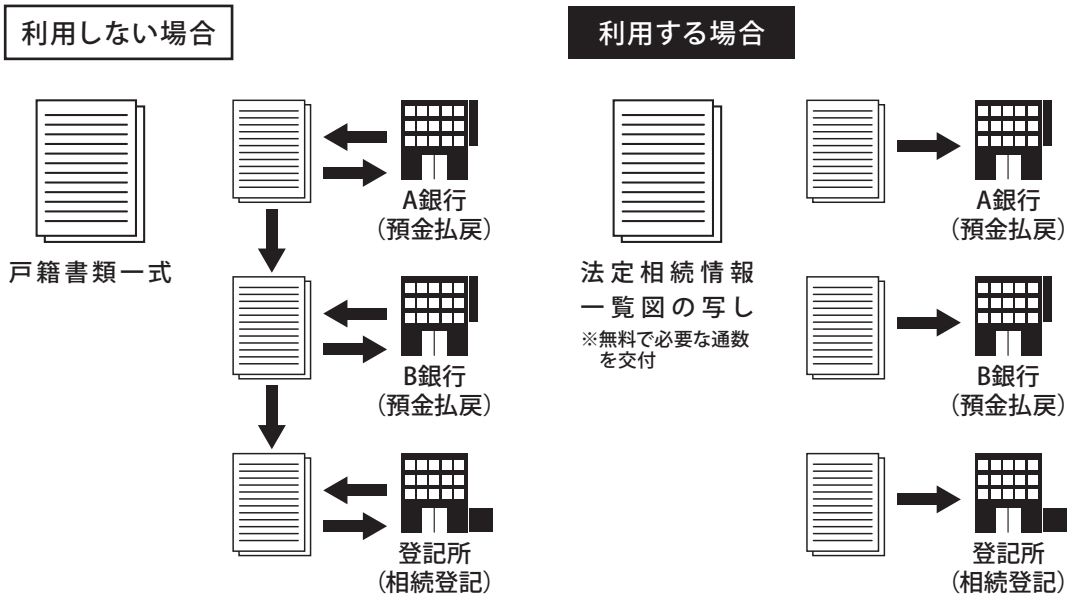
あなたの手続きを応援します！

法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を
何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

①申出（法定相続人または代理人）

1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。

2.法定相続情報一覧図を作成します。

3.所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。

↓

②確認・交付（登記所）

1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。

2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。

↓

③利用

各種相続手続きにお使いください。



POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士

法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ　検索

MEMO

委 任 状

代理人

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

［委任事項］

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和　　年　　月　　日

委任者

住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（方書・部屋番）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

生年月日 ＿＿＿＿＿年＿＿＿＿＿月＿＿＿＿＿日生＿＿＿＿＿

電話番号 ＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿－＿＿＿＿＿

（宛先）所沢市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。
（例）〇山〇子の世帯全員の住民票（続柄・本籍記載のもの）を1通取得すること
※日付を必ず記載してください。
※代理人欄も含め、委任者本人が必ず全て記入のうえ、代理人の方にお渡しください。

広告

創立35年の実績!

遺品整理・特殊清掃

遺品整理・特殊清掃・脱臭マイスター
社員全員が資格を所持

見積無料

遠方に住んでおり時間が取れない



ご遺族だけでは整理できない



ゴミ屋敷等、何をどのように
片付ければ良いか分からない



＼ご遺族様の痒い所に手が届くサービスを心がけています／

お悩みの方もお気軽にお電話ください！

クレジットカードでの決済可能！

0120-00-4508

受付時間 8:00～18:00
（電話受付24時間）
定休日：第2、第4土曜日、日曜日
（電話受付365日）

有限会社 柿島商事

埼玉県所沢市北野新町2丁目2-6

埼玉県産業廃棄物収集運搬業許可：01100220810
神奈川県産業廃棄物収集運搬業許可：01400220810
東京都産業廃棄物収集運搬業許可 東 13-00-220810 号

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

不動産 買い取り

お部屋の中でご逝去されていると、
売却が困難になることも…



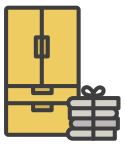


相続した実家や空き家の売却…
『訳あり』物件も買い取りいたします。

スピード見積・スピード査定

宅地建物取引士常駐

遺品整理も込みにて
ワンストップで
承る事が可能



場合によっては
遺品もそのままで
買い取る事も可能



遺品整理業を
併業している為、
積極的に買い取ります



遺品整理も
物件買い取りも
見積・査定は無料です



有限会社 柿島商事

宅地建物取引業　埼玉県知事 (1) 第25931号

広告

相続…、一体何から手を付けたらいいんだろう？

相続税の申告が必要かどうか気になっている方もお気軽にご相談ください。

親しみやすい女性税理士が丁寧に
対応させていただきます。初回相談無料です。



税理士法人阿部会計（所沢相続税申告オフィス）

所沢市北有楽町11−1（航空公園駅近く）　関東信越税理士会所属

04-2925-2181

営業時間：平日9時〜17時半　URL：https://abetaxoffice.com/

広告

お手元に1冊あればいざと言う時に役立つ！



後悔しないための お墓探しハンドブック

【ハンドブック内容】
・お墓の選び方　・お墓購入の流れ
・お墓の種類と費用相場　・購入者の体験談 など

全20ページ フルカラー

お電話もしくはWEBからのお問合せで もれなく全員無料でもらえます！

〜 あなたのご希望に沿ったおすすめ霊園資料も一緒にお届けします 〜

通話料無料
電話で資料請求
0120-626-213
いいお墓お客様センター　受付時間：9時〜16時（年中無休）

24時間いつでも受付
WEBで資料請求
いいお墓 ハンドブック　検索

※このハンドブックは非売品です。※予告なく内容変更する場合があります。　※一世帯につき1冊までとなります。※お電話の場合は、オペレーターの案内に従ってお客様の情報をお伝えください。
※WEB申込の場合は、資料請求フォームからお客様情報を入力ください。お客様のご自宅にハンドブックの現物とおすすめ霊園の資料を無料配送いたします。

鎌倉新書 Kamakura Shinsho
いいお墓は、1984年創業の株式会社鎌倉新書
東証プライム上場 証券コード：6184 が運営しています。
株式会社鎌倉新書　お墓事業部　03-6262-3522
〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階　https://www.kamakura-net.co.jp/

相続した不動産の
手続きがわからず放置…
これからどうしよう

相続した不動産。
誰も住まないのに
管理、税金が大変…

空き家の片付けが
進まなくて、
売るに売れない…

大切なご家族が遺された「家」。「どうしたらいい？」を、私たちにご相談ください。



相続した実家・土地 まずは「いくらになるか」知っておきませんか？

おくやみハンドブックをご覧の方へ
売ると決める前に、まずはご相談ください。

当社の3つのこだわり

無料査定
不動産の状態を確認し、
空き家（解体不要）を
まるごと買取、
または売却致します。

売出方提案
片付けた方がいい場合、
そのままで売却する場合など、
長年の経験でいろんな視点
からご提案いたします。

不動産手続き対応
相続登記や建物解体後の
滅失登記等の手続きは
専門家とワンストップで
対応致します。

相続した不動産に関するお悩みをトータルサポートします

まずは、あなたのお悩みをお聞かせください

相談無料
完全予約制
オンライン対応

彩西不動産 SAISEI REAL ESTATE

彩西不動産株式会社

埼玉県知事免許（3）第22935号

〒358-0012 埼玉県入間市東藤沢3丁目4-2 グリーンガーデン武蔵藤沢C棟2階

☎04-2960-5555

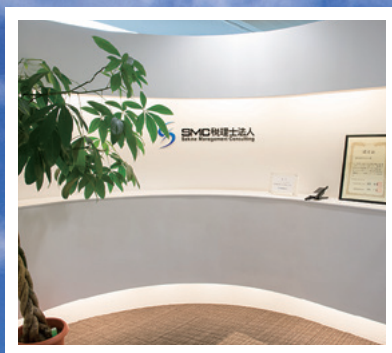
http://www.sai-sei.co.jp　web@sai-sei.co.jp

広告

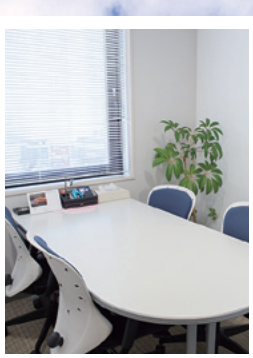
相続ってどこに相談すればいいの？

相続税申告、財産の名義変更、遺産分割協議書の作成など

相続のことなら
SMC税理士法人へ







「そもそも相続税がかかるの？」というお悩みから
安心・丁寧にサポートさせていただきます。

＼ お悩みの解決に初回相談をお役立てください ／

- 初回相談無料
- 安心の事前お見積り
- 豊富な実務経験

SMC税理士法人
Sekine Management Consulting

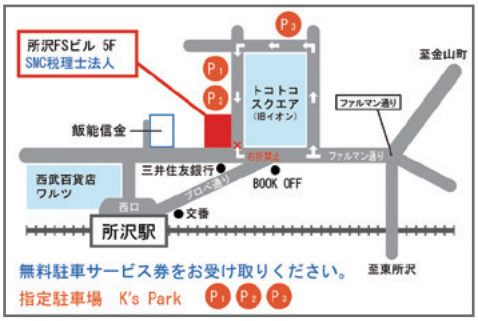
0120-307-339

営業時間：9:00～17:00　定休日：土日祝

安心・丁寧・早いを実現します。
まずはお気軽にお電話ください。
専門のスタッフが対応致します。

代表：関根　威　所属：関東信越税理士会

▼ホームページ



埼玉県所沢市日吉町18番26号
所沢ＦＳビル５Ｆ（所沢駅徒歩４分）

広告

お車のお悩みご相談下さい!!

どんな車でも買い取り致します!!
出張査定無料!!

乗用車
トラック（大型も可）
車検切れ等
不動車
長期放置車
重機もOK

こんなお悩みございませんか？
- ローンが残っている。
- 車の処分の仕方が分からない。
- 不動車、放置車、車検切れ車だけど大丈夫？

お気軽にお問い合わせください。
0120-954-985

アップル狭山店
（運営法人：株式会社 CAR-CONNECTION）
〒350-1314 埼玉県狭山市加佐志388-1
古物商番号 第431100026929号　飯岡 陽介

広告



家族葬から小規模の葬儀に最適
セレモニーホール花みずき所沢



所沢市斎場での葬儀も承ります

年中無休 24時間対応

ご家族の心に寄り添い地域に密着したサポート
コスモ葬祭株式会社　〒359-0004 所沢市北原町866-14
フリーダイヤル 0120-1194-87
fax：04-2992-4001
E-mail info@cosumo-sousai.com
WEBでもっと詳しく確認!!
www.cosumo-sousai.com

広告

相続手続きは所沢駅前の相続専門相談室へ

不動産の名義変更、預貯金の解約、戸籍の収集など面倒な相続手続きを専門家が代行いたします。



こんな相続の困りごとありませんか？



- ☑ 忙しくて時間がとれないので手続を全て代行してほしい。
- ☑ 戸籍の取得など書類収集が大変だ。
- ☑ 初めてのことで何から手をつけたらよいかわからない。
- ☑ 相続財産がどうなっているかわからない。調べてほしい。
- ☑ 相続手続をどこに相談したらよいかわからない。
- ☑ 平日に休みが取れず手続をする時間がない。

これらの悩みを専門家がまとめて解決します。

葬儀後の相続手続を経験豊富な司法書士が、まごころを込めて代行いたします。

所沢駅前の相続専門相談室ささえ綜合事務所の特長

特長その1 相続手続の業務を専門にしています。相続手続の一括代行を行っています。



特長その2 司法書士行政書士の事務所なので、1か所で多くの手続きができます。税理士、弁護士とも連携し、ワンストップで対応可能です。



特長その3 所沢駅徒歩3分の相談しやすい環境にあります。土曜日、日曜日の相談にも対応しています。







所沢駅 西口 徒歩3分 司法書士 行政書士 ささえ綜合事務所

- 相続手続の一括代行
- 不動産の名義変更
- 預貯金等の相続手続
- 相続放棄
- 遺言検認



代表
司法書士 上安将弘

埼玉司法書士会／埼玉県行政書士会

●初回無料相談(要予約) ●土、日曜も対応可 ●午前9:00~午後7:00

0120-339-154

初回**無料相談**実施中
（相談は、予約制です。）

相続 所沢 ささえ　検索

不動産・預貯金などの面倒な手続はすべてお任せ下さい。



所沢市東住吉13-3桐里A棟103号室
https://www.sasae-sogo.jp



宗教自由
無宗派でもOK

緑豊かな好環境、広大な芝生が映える大型霊園

リバティ所沢セントソフィア

後継者がいない方 | 墓じまいを考えている方 | 遠方にお住まいの方

お墓の管理などずっと先まで
安心できる永代供養墓

永代供養塔

博愛の絆®

永代供養料 一霊位様 19万円(税込)より

※ご納骨後は、春彼岸前後までお骨壺のまま安置し、その後合祀埋葬(個別)いたします。※お骨壺のまま保管できるのは、ご納骨から春彼岸までです。※保管の延長をする場合には【一霊位様・一年間】1万円(税込)の延長料がかかります。

将来は夫婦お二人で共葬をお考えの方は

愛逢(あいあい)墓苑

プレートにメッセージを彫刻することが可能

愛逢(あいあい)墓苑完成セット

永代使用料・墓石代・彫刻代・諸費用

あわせて 69.6万円(税込)より

※年間管理料が別途かかります。

環境のよいところに芝生型墓地を建てたい方は

ルガーノ144

サンモリッツエリア

見晴らし・日当たりともに
良好の開放的な空間

永代使用料・墓石代・彫刻代・諸費用

162.97万円(税込)より

※年間管理料が別途かかります。 ※芝生型墓地は他のエリアもございます。

お客様のご要望にあった様々な供養スタイルをご用意しております

Access

お車をご利用の場合
- 関越自動車道所沢ICより約5分
- 所沢IC出口を所沢方面へ、2つ目の信号 亀ヶ谷 交差点を右折、やなせ荘入口 の信号を右折
- 89台収容の大型駐車場完備

電車をご利用の場合
- ＪＲ武蔵野線「東所沢」駅タクシー10分



JR武蔵野線「東所沢」駅より直通バス運行中

【日曜限定】送迎バス運行中

東所沢駅バスロータリー側からご乗車ください

サンモリッツリバティ所沢セントソフィア

お問合せ 0120-82-1194

［受付時間］9:00～17:00 ［休園日］月曜日(祝日の場合は翌火曜日振替定休)

リバティ所沢 検索

スマートフォンは右記の、二次元コードから▶

https://www.liberty-tokorozawa.com

サンモリッツリバティ所沢セントソフィア概要

●所在地／埼玉県所沢市大字南永井675-7 ●敷地面積／9,627㎡ ●区画数／1,979区画 ●駐車場台数／75台＋臨時駐車場14台
●墓地経営許可番号／所生環第501号 ●経営主体／宗教法人 三福寺(県重要文化財指定) ●管理運営／株式会社リバティ ●月曜日定休日
●許可年月日／平成19年3月23日 ●許可番号／所生環第501号

広告

お墓の心配を子どもに残さない。

所沢市山口の樹木葬『ハナミズキ』



宗教自由　承継者不要　年間管理費不要　駅から徒歩5分

❶ 樹木葬

お一人様（非課税）
15万円～

ご夫婦用 60万円～（7年間）（非課税）



❷ 納骨堂

お一人様（7年間）（非課税）
25万円～

ご夫婦用（7年間）50万円～（非課税）



❸ 樹木葬付き家族墓

建墓安心セット価格：
139万4,000円（税込）～

※永代使用料25万円（非課税）を含みます。





0120-38-2223
年中無休　9:00–18:00

石のたかはし（運用元：株式会社シンシアメモリアル）

所沢市上山口 1278–1

※墓地経営許可：所生環第401号（昭和53年6月20日）
経営主体：宗教法人 海蔵寺 / 販売企画：石のたかはし

広告掲載に関するお問い合わせ　03-6866-0885（株式会社鎌倉新書）

相続のお悩み
何でも解決！
まるごと全てお任せください



何をいつまでにすればいい？

相続税はいくらかかるの？

「争族」がとても心配…

不要な不動産の処分どうする？



突然訪れる様々なお悩みに
ご遺族の立場になって、全力でご対応いたします

- 地域密着 20年以上の実績
- 相続専門 チームが対応
- 事前予約で 平日夜間 土日 対応
- オンライン 相談対応

＼ お気軽にお電話ください ／

税理士法人 牛窪会計

TEL：04-2950-0200

受付時間：9:00 ～ 18:30　定休日：土日祝日
住所：〒350-1317　埼玉県狭山市水野 529-1
FAX：04-2950-0201
E-mail：info@ushikubo-office.com
代表：牛窪 克美　所属：関東信越税理士会



発　　行　　所沢市役所
編集／制作　　株式会社鎌倉新書
発　行　年　　2026 年 10 月

